

下領北団地解体（2工区）工事の請負に関する調査特別委員会会議録

1. 日 時 平成23年6月23日（木曜日）
午前9時32分～午前11時40分
2. 場 所 委員会室
3. 出席委員 南 口 彰 夫 委 員 長 柴 崎 修 一 郎 副 委 員 長
竹 岡 昌 治 委 員 徳 並 伍 朗 委 員
安 富 法 明 委 員 大 中 宏 委 員
河 村 淳 委 員 村 上 健 二 委 員
原 田 茂 委 員 布 施 文 子 委 員
山 本 昌 二 委 員 荒 山 光 広 委 員
西 岡 晃 委 員 河 本 芳 久 委 員
下 井 克 己 委 員 岩 本 明 央 委 員
山 中 佳 子 委 員 三 好 睦 子 委 員
萬 代 泰 生 委 員 高 木 法 生 委 員
有 道 典 広 委 員 岡 山 隆 委 員
馬屋原 眞 一 委 員 秋 山 哲 朗 議 長
4. 欠席委員 田 邊 諄 祐 委 員
有 道 典 広 委 員（除斥）
5. 出席した事務局職員
重 村 暢 之 議 会 事 務 局 長 岩 崎 敏 行 議 会 事 務 局 主 査
岡 崎 基 代 議 会 事 務 局 主 査
6. 説明のため出席した者の職氏名
な し

午前9時32分開会

委員長（南口彰夫君） おはようございます。只今より下領北団地解体（2工区）工事の請負に関する調査特別委員会を開催いたします。

開催するにあたりお諮りをいたします。委員の皆さんから進め方、この委員会での進め方などについてご意見があれば、意見をお願いいたしたいと思います。特別、委員の皆さんからご意見がなければ、正副委員長で正副議長と相談をしてきました経過がありますので、提案をさせていただきたいと思うんですがよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

それでは、提案をさせていただきます。一つは、この工事に関わる行政事務について、この委員会では調査をするのが最も重要な任務であり、仕事です。そのためには、この下領北団地の解体工事というものが、そもそも法律、ルールとの関係でどうなっているのかということで、資料等を皆さんに配付して協議を進めたいと思います。ただし、あくまでも委員会の議決を持って収集した資料ではありませんので、その経過を若干報告いたしますと、この委員会が設置されたのが、4月の臨時議会でその後、4月末に私が県も含めて、これに関わる法律がどうなのかということで、調査させていただきました。その調査に県のほうから指導を受けて、資料収集にあたりました。ここにある資料を今から、皆さんにお配りをしたいと思います。ただし、ご理解をいただきたいのが、正式にこの当委員会で先程申したように、確認、議決をして集めた資料じゃありませんので、ここに番号が打ってあるんです。これは、21番ってというのは、私の自席の番号なんです。ですので、皆さんの席順に合わせた番号を打って資料を配付し、この資料の取り扱いが、強いて言やあきちんと出来る限り法律の、沿ってこれに関わる法律に沿って、整理したつもりですが、もし不十分さ等、情報開示等にルールに反するかどうか全てチェックされていませんので、お配りはするが、あくまでも自席に、自分の席に置くと。持出をしないと。しかし、必要なときは、事務局を通じて、自席に置いときますから閉会中と言えども。ですから、あくまでも資料は、この自席に置いて必要に応じて、それぞれが中を精査していただきたいということを前提に資料配付をしたいと思います。それについてご意見がありますか。（発言する者あり）

率直に言うと、家で持って帰ってコピー取られて、中の不十分さがあると。こりゃあどうということかと言われたらねえ、ごめんさないとしか言いようがないから。

じゃから、これが本当にこれだけ分厚いもんを全く不十分がないのかって言われたら、もし不十分があれば、各委員の皆さんが精査された中でこれはどうかと言われれば、率直にここで、この席上で指摘させていただきたいということです。

委員（河本芳久君） 執行部への要望と聞き取りは、こういう資料を通してあるんじゃないですか。

委員長（南口彰夫君） とりあえず、これは法律の関係で、それから、これを配付するのを了解していただいて、その次にこの委員会は、執行部の出席を誰に対して求めるかというのを一つずつ、決議していかんじゃあいけないのです。議決して、ここでね。誰と誰を求める。資料は、このルールに基づいて見たら、こういう資料が必要だということで、資料請求をして、ここで議決したものを書面をもって文書化したものを議長に渡して、議長から執行部に求めると。ですから、先日も総務企業委員会で議会の調査権っていうのがあるんですね。調査権というのは、議員一人一人に全く与えられてないんです。地方自治法上で言やあ。やから、議会に与えられちよるんですいね。ですから、委員会では、一つ一つの資料請求や職員の出席を求める場合は、ここで確認をして、それを議長を通じて行うということが、地方自治法上でのルールになっています。ですから、まず、この工事に関わる調査することにそれに関する法令、どういう法令が適応されちよるんかというための資料をまず配付したいというのが提案の一番目です。はい、河本委員。

委員（河本芳久君） 資料というのは、公文書か。それとも（発言する者あり）

委員長（南口彰夫君） いいえ。ここにあるのは、基本的に公の公文書です。

委員（河本芳久君） それなら持ち出そうが、どねえしょうが、いいんじゃないですか。

委員長（南口彰夫君） いいえ、ですから、それを公の公文書をその本来なら、全部、本になっちよるんです。本来は。本になっちよるものを、まあ何と言うかなあ、じゃけえ、本になっちよるものを本来コピーして配付していけんでしょう。著作権で。

委員（河本芳久君） それは営業目的に対するものは、いけません、調査というのは、（発言する者あり）

委員長（南口彰夫君） それで、そこのところを私流に集めた資料なので、ここで議論をしてこれなら、大丈夫、これはやめちよこうとかいう性格じゃないので、

あくまでも私文書として集めたので、ここで皆さんに配付するのに、それで、それを見てあと、これはこうじゃ、ここは、メモをされて、あとあと、自分がそれを求めて精査されるのは自由だと思います。この中に不十分があるんじゃないかっていうのが、一番心配されるんですいね。それを指摘されたときにゃあ、私はごめんなさいとしか言いようがないから、あくまでも席順を書いてあるので、この中でメモをされて、自分がそれを書籍を購入されようが、インターネット上でダウンロードしようが、それは自由だと思います。はい。

委員（河村 淳君） 資料を配られるそは、ええが、要は、下領北団地に関しての指摘をする資料じゃろう。見んにゃあ分からんけど。

委員長（南口彰夫君） じゃから、ご提案をしちよるのは、この中にただこれに関わるものを県に行って、習うたものをそれなりに正副委員長で相談しながら集めたと。それが、全部本当なのかどうなのかっていうのは、私にも不十分があると。お配りするけど、あくまでも自席の、自分の席のところの番号を打ってあるので、この席で閉会中と言えども、精査をして必要なところは、いくらメモをされてもいいので、それで、それ以後は、自由ですけど、委員会の範囲内では、持出を禁止したい。（発言する者あり）はい、岡山委員。

委員（岡山 隆君） あのね、それはね、いろいろチェックしていきゃあ、相当時間がかかると思うんよねえ。一人あたりどのくらいページになります。（発言する者あり）それを一人一人全部見たら、相当時間がかかるじゃあないですか。

委員長（南口彰夫君） 一冊ずつ用意しちよる。（発言する者あり）自席の番号を全部打って、普通ならみんなここ、委員の名前を書いたファイルを渡さあねえ。

委員（岡山 隆君） それを全部チェックしたら1ヶ月ぐらいかからあねえ。相当かかるんじゃない。

委員長（南口彰夫君） これを取りあえず、全部精査するかどうかって言うのは、あと個人でやってもらおうと。こっちは、私のほうでは、必要であれば、これをコンパクトにまとめて説明をするようにしたいと思っています。

委員（岡山 隆君） 大事なところを抜粋してね、全部読みゃあ、それは大変なことで、今回、私は、解体工事に係る検証ということで、自分なりには、どこに問題があるかっちゅうことは、自分取りまとめてますよ、頭の中に。それについてきちっと言ったら、それでね、今後そういったことがないようにちゅうことでね、あ

ります自分の中には。あえて、それを読んで基本的に変わらんとするんやけどね。どうなんですかね。

委員長（南口彰夫君） ですから、これがそれぞれの法令に関するところを、私が調べたと言うよりも、県からこういうところに関わちよるという指導を受けて、それに関するところを収集して、一応ファイル化したと。率直に県とのやり取りも、やり取りした県から来たファックスもこの中にはさんであります、全部。経過も含めて。それを強いて言えば、県のやり取りのファックスを、こうやったって本当は持ち出しちゃいけないのじゃろうと思うけど、当然向こうも新聞等の報道を見て、どういう使われ方をするかちゅうのは、ある程度認識した上で、ファックスを送ってきていると思うので。（発言するもあり）とりあえず、よろしいですか。

委員（岡山 隆君） それだけようしっかりと読んでね、理解して、みんなに頭を賢うしようというそういう心もあるわけやな。はい。

委員長（南口彰夫君） ということで、できる限り等しくですね、物事等しくきちんと対応したいと。はい。河本委員。

委員（河本芳久君） 一番肝心なのは、労働安全衛生法という法律で、いわゆる、解体工事には、柵をしなさいよと。それが、工事責任者の責任ですよ。我々は一般的には、この労働安全法に基づく（発言する者あり）

委員長（南口彰夫君） 十何項目ある中に、河本委員が言われる労働安全衛生法も入っています。（発言するものあり）ですから、それぞれの委員さんの立場から見れば、これも関わちよる、あれも関わちよると言う意見が出てくることを、県も含めて想定されたもので、法律に関すれば十何項目あるだろうと思うんですね。今言われた労働安全衛生法というのも入っています。

委員（河村 淳君） 要点はとにかく仮囲いがやってなかったと。仮囲いが。これ実際に我々が見て承認しちよる。これについて行政事務が適正な処置をしちよったかしちよらんやったかということが、あくまでも下領団地の100条委員会の調査権じゃ。今、南口委員長が言われた、県に行っているいろいろ調べたちゅうのは、廃棄物法もあろう、リサイクル法もあろう、いろいろなことが関連があると言われるんじゃろうと思うんじゃが、この辺については、下領団地との絡みいね。どういう関係が出てくるかということになると思う。だから資料を見てみんにゃ、これならいいわ、これならいいことじゃってなるかもわからんし、資料見んことにはわから

んことじゃから、一応資料を配ってもらって判断させてもらおう。

委員長（南口彰夫君） ということで、資料は配付しますが、自席番号が打ってあるので、自席に置いたままにさせていただきたいということも含めて、了承をさせていただいたということによろしいでしょうか。はい。岡山議員。

委員（岡山 隆君） あのね、今回は安全防護策をね、しなかったという件が主な面やけど、実際この件に関しては、それだけじゃなくて、行政の手の届かない様々な問題点がたくさんあると。当然私もそう考えていますよ。だから、そののところがしっかりと、県でも特に自治体、市町村はない可能性が非常にあると。特に解体した後の特定建設資材廃棄物、これなんかもほんとはきちっとね、きちっと業者がね、元請業者、そして出した業者、その処理がきちっとほんとにできておるんかということも大きなテーマよね。

委員長（南口彰夫君） はい、そう思います。岡山委員が言われるんじやったら、県の資料じゃ、再生資源の利用促進に関する法律というのがありますから、おそらくこのことを言われるんだと思います。

委員（岡山 隆君） 私はこういったところをきちっとね、市としてもね、後々のトレーサビリティと言うか。見ていかんにゃあいけん。

委員長（南口彰夫君） 基本的には行政事務に関する調査ですから、行政側の事務の不十分さがどこにあるんかということなので、関連する法律、まずそこから精査に入りたい。

委員（岡山 隆君） 次の世代にきちっとバトンタッチするために、健全なことを行っているっちゅうね、そういうことが大事と思っていますよ。

委員長（南口彰夫君） ということでよろしいですか。資料配付のため、暫時休憩いたします。

午前9時52分休憩

午前10時5分再開

委員長（南口彰夫君） 只今より引き続き委員会を開催いたします。最初にページを開いたら、ファックスという欄があると思うんです。1ページ目を開いたら。よろしいですか。これが、平成23年4月28日付になっています。おそらく私が県のほうに行ったのは、4月の臨時議会で特別委員会が設置されて、次に日に行つて

ますので、次か週明けの頭に行っていますので、その後その時に解体工事に関する諸基準について、指導していただきたいというお願いに参りました。そうすると後日議会事務局宛に、ちょっと省略して読むと、建築物の解体工事に関しては、基本的に建築基準法によることとなっており、施工の基準としては下記の図書などがあるようです。詳しくは施工一般については、山口県建築指導課。なお、建設リサイクル法に関わる届出等については当方が、排出される廃棄物の処理に関しては、廃棄物リサイクル対策課産業廃棄物指導班等が担当になりますということで、二つの課で指導を受けました。それでその次の、このピンクですね、山口県土木建築部技術管理課から受けたのとあわせて、この緑色のページです。緑色のページで、解体工事等の建設工事を行う場合の届出についてというところがあります。それをちょっと飛ばしていただいて、次の同じ緑色の、二枚目の緑色になっちょるじゃろうと思うんですね。解体工事特記仕様書っていうのがあるんですね。これが県が示している解体を行う時の基準だということで、これわかりますかね。ここのページ。その解体工事特記仕様書の次のページを開いてもらうたら、特記仕様書の適用方法ということで、適用基準等関係法令等ということで、一番最初に建設副産物適正処理推進要綱、国土交通省、以下それぞれずっと建設工事に関わる資材の再資源化等に関する法律とか建設リサイクル法、先ほど言われた労働安全衛生法、それから先ほど出ました再生資源の利用促進に関する法律、これらの関わるどころの資料がひと通りこの中に添付されていると思います。先ほど申したように、不十分があるかもわかりませんので、と同時にどこがどの法律に適用するとか、これは関係ないんじゃないかとかいうのも含めてですね、ご意見があれば受けたいと思います。そのために、とりあえずですね、ぱらっと見ていただいて、私が少なくとも県で受けたのがですね、2週間で1日6時間、ですから、とてもじゃないけど、私も頭に入りませんでした。ですから、ぱらっと見ていただいて、1時間ほど休憩を取りたいと思います。あと必要であれば、これを取りまとめた説明をその上で行うかどうか、みなさんにお諮りをしたいと思います。ということでご意見がなければ、資料を精査する間1時間、正確に言えば11時10分まで休憩を取りたいと思います。よろしいでしょうか。それでは暫時休憩いたします。よろしくお願いいたします。

午前10時11分休憩

午前11時10分再開

委員長（南口彰夫君） それでは引き続き委員会を開催いたします。短時間ではありましたが、非常にたくさんの資料です。ただこれ繰り返しますが、あくまでも県の仕様書に基づいて、県に届出の義務があるので、当然県との関わり合いがありますから、それに基づいた資料として用意させていただきました。それで短時間なんですけど、これに基づいて必要とする資料の請求を、執行部に求めたいと思います。資料請求するにあたって、必要な点について委員のみなさんからご意見をお願いしたいと思います。はい、河村委員。

委員（河村 淳君） 特別委員長、資料大変これだけのものを収集されたということは、大変ご苦労でありました。問題はですね、この資料の頭だけ、私もざっと読ませてもらったんじやが、この下領団地の解体工事に関しての行政事務の調査権というが与えられちよるんじやが、一般廃棄物ならこれは市が完全に最後まで処理をせんにゃならん義務があるわけですが、解体ということになると産業廃棄物になる。産業廃棄物ということになれば、あくまでも、市の行政が全然関係ないちゆうこともないんですが、県が、県知事の許可がいる。県に申請をして、届出して、許可を取って初めて処理業者の任務ができるということですから、業者においちゃあ、自分でやれる資格を持った業者もおってでしょうし、おられんにゃ下請けで業者を選定して、知事の許可を取って、処理されておるといふふうに解釈できます。でなけんにゃできんはずやから。そういうことであるので、要は今この資料についちゃ、リサイクルから関連は出てきますが、あくまでも市の行政事務としては、窓口も多分この美祿市にはないと思うんじやが、大きな都市なんかはあるかもしれんですが、そういうことであるので、要は今からどういう問題をこの特別委員会で出したらええかと。執行部の資料をそういうものを出したらいいかというのを、今委員長が言われたんじやが、当初の前に当然私も市長へ質問しておると思うんです。この問題についてはあくまでも、行政の管理不行き届きの間違いがあったわけです。実際に仮囲いしておらんのやから。これ完全にえかったちゆうことは誰も認めちよらんと思う。これについての行政の管理、監督、業者としてはそれにやらんとやったということになれば、あくまでも行政処分を市長は何らかの方法を取られますかって言うたら、考えちよるということと言われたんじやが、この辺についての執行部の意見を聞いてみたいというふうに私は思います。一応こういうものがあ

って、適正に処理はおるんじゃないから、この辺がどういうふうに解釈をするか、執行部のほうはそれをストップかけて、工事ストップかけて、仮囲いをするまでは工事させんじやったということですから、これについては不行き届きのところがありますが、これについて、法に触れちよるということでもないようですので、この辺のこともあるから、その資料を、現場管理人とか、前に私も言うたが、チェックがみなしちやるかって言うたら、しちやるっていうふうな話もあったが、この辺が確実にやってあるかないか、その辺の契約書のとおりやってあるかないか、その辺の資料を提供していただきたいというふうに思います。以上。

委員長（南口彰夫君） はい、山本委員。

委員（山本昌二君） どうも、失礼しました。今に関連するかもわかりませんが、No1の25ページですね、解体工事の施工というのが、基本事項（1）でありますね。そして、ってありますが、今の河村委員の内容（発言するものあり）。資料ですね、No1、ピンクの一番ですね。ごめんなさい。グリーンじやった。解体工事等の建設工事を行う場合の届出についてがありますが、その25ページですね。解体工事の施工、今、河村委員も言われましたが、この基本事項というのがそこに、3つの丸がついてありますね。工事の施工は施行契約書に基づいてすること。そして、速やかに何とかってありますね。やっぱりこの辺ですねことについて、委員会として執行部への書類のあれについては、これに基づいてやられたら問題はないというふうに私思いますので。これなら議会としての要請も何も無いと思いますので、委員長よろしくされたいと思います。以上。

委員長（南口彰夫君） 他にありますか。安富委員。

委員（安富法明君） なかなか理解しにくい、門外漢ですからね。変なことを言うかもしれませんが、基本的に解体工事に関するこの事案についてですね、仮囲いという手抜き工事みたいなこと結果的になったということなんですが、これに対する発注者側の仕様、今河村委員のほうからもありましたが、それに伴うですね、行程表等はどうなっているか。その辺の資料ですね。それと一番気になるのは、管理が不十分だったってということで、受注された元請業者が直接工事にあたられたのかどうか、下請け等をお使いになられたんであれば、その辺との契約との関係、あるいは資格の問題とかですね。特に解体工事でもありますし、その辺

の関係が県との届出等の関連とも含めてですね、いろいろあるんじゃないかというふうに思うわけです。ですから、その辺の関係がですね、十分になさってれば、こういうふうな状況にもならなかったんだろうと思いますから、その辺のことを、とりあえず書類として揃えられれば、請求をしていただきたいというふうに思います。お願いします。

委員長（南口彰夫君） はい、河本委員。

委員（河本芳久君） 委員の意見がありましたが、そういう資料を提出することも大事だが、行政の担当課の課長なり、部長の招聘をして、そして今のようなことをこの場で再確認すれば、難しい資料出せとか云々じゃなくて、どうであったかと、仕様書どおりやられたかと、そういったことで是非とも参考人として招聘をして。これを要請したいと思います。

委員長（南口彰夫君） あの、河本委員。参考人という形で言えば、今後おそらく議論にはなると思うんですけど、資料請求をした段階では、とりあえずは資料の説明ということで、出席を願うようになるだろうと思うんですね。そこで何らかの違法性とか、何らかの問題があるんなら、参考人に切り替えることもありうると思いますが、まずは資料請求をして資料の説明を職員に求めるということによろしいですか。

委員（河本芳久君） 資料説明で納得しない時には、参考人としてありうると。こういう形をとらないと、やはりあの100条委員会をやってなんじゃったかということに、市民も疑問に思うと思います。だからやはり、調査をする内容なり、その結果がどうであったか、そして行政としてどう対処したか、これがやはり明確にならないと、100条委員会を設置した目的なり、結論って言うか、結果というものが出ないと思うんです。以上です。

委員長（南口彰夫君） わかりました。ということで再度確認しますが、資料請求をすることで、それに関わる職員の説明を求めるための出席要請をするということで、よろしいですね。他に委員さんから、岡山委員。

委員（岡山 隆君） それとですね。今回こういった解体工事のきちっと適切に解体の施工が行われているかどうか、その辺を見ていくっていうのは、行政としても、この主任技術者等がおってですね、きちっとチェックすると。がしかし、みなさんご存知のように、昨年、一昨年、様々なゲリラ豪雨によってですね、たくさ

ん事業の発注等ありまして、その辺をひとつひとつ初期の段階から完成の段階まで全部チェックするという、その人員の人数ですね。その辺が今回も遅れたってことは、その辺の人数が本当に適切であったかどうか。その辺の執行部側における、各施工におけるチェック体制と言いますか、人の動き、その辺がひとつひとつきちっと適切に行われているかどうか。若干関連するところもありますけれども、適切な人員の中にあって、チェック体制が行われているかどうか。この辺に関しての資料も提出していただきたいと思います。

委員長（南口彰夫君） はい、わかりました。他に。他にないということなんですが。はい、竹岡委員。

委員（竹岡昌治君） これは河村委員もおっしゃったように、委員長はたくさんの資料を揃えていただきまして、目を通させていただいたんですが、100パーセント理解はちょっと素人でございますので、大変しにくいんですが、委員長の投げかけは、どういう資料を求めたらいいか意見を求められたと思うんですが、そういう理解でいいですか。そういたしますとですね、建築工事安全施行技術指針の中に、第6章で解体工事と、こう書いてあるんですね。

委員長（南口彰夫君） すいません。悪いが私も全部記憶しているわけじゃないので、その何色の何ページって言うてもらえんじやろうか。

委員（竹岡昌治君） ピンクのNo5、建設工事安全施行技術指針。よろしゅうございますか。その7ページ。第6章、解体工事の中にですね、まず、計画、施工、それから廃棄物の31条でまず計画。解体工事の計画にあたっては、解体物、周辺環境、どういう工法なり手順を決めると、こう書いてあるんですね。そして、解体工事で発生する解体材の分別、それから保管、収集、運搬、再生、処分等について、適正な方法及び手順を決定することですから、おそらく計画書というのはきちんとできておると思います。したがって、この計画書がどうあったのかと。それから、今度は施工にあたっては、周辺環境及び第三者に対する配慮並びに飛散、ここがいわゆる災害防止に関する手立てを講じたかどうか。仮囲いを含めてですね、ほかのことも安全会議だとか、いろいろあろうと思うんですね。こういうものがどういうふうに行われているかどうか。それから、解体工事で発生する解体材。これらが、収集、運搬、再生、処分ということになると、先ほど安富委員がおっしゃたんですかいね。元請業者が、発注者がどういう発注の仕

方をしたのか。それから元請業者が、それをどういう理解をしてですね、下請けに回したのか。下請けが、どのように処理業者との契約をしたのか。そういうところもきちんと見て行かないと、わかりにくいんじゃないかなと。一番フローチャートでわかりやすいのは、建設リサイクル法、これはNo3の環境省、いわゆる解体工事って言うのは、建築法、建設法にはあまり関係なくてですね。こうした環境省のほうから出ている、いわゆる建設リサイクル法。建設リサイクル法を読ませていただくと、大きく柱が二つあると思うんですね。建設資材に使う時にそうしたリサイクルのものを使え。それからもうひとつは、廃材が出た時にそれを分別して、それを計画的に再利用できるようにというのが、法の目的だと思うんです。その中の9ページと10ページに、建設リサイクル法の仕組みというのがございます。この中で発注者が、一応県に届出を出すということにはなっておりますが、ちょっと一枚めくってもらって10ページ。字が読めんから絵を見たほうがわかりやすかったんで、これを見させていただきました。分別解体再資源化の発生から実施への流れという中で、例えば一番上の矢印の上に、の事前届出、下に4番、変更命令、変更届というのがあります。左側にに書面による説明、例えば今回は、河村委員さんが言われたけど、おそらく県の所管だろうというお話だったんですが、たまたま発注者が市ですから、書面による説明ということになると、説明書っていうのはあると思います。これは不思議なことにですね、このリサイクル法は、必ずしも公共とは限っておりません。民間人でもいいわけですね。そうすると民間人は素人ですから、そういう法律がわからないということで、受けられた業者、元請業者が発注者に対してどういうふうに解体し、それからどういうふうに処分するんだというような説明が出ていくだろうと。これのに対応する書面。それから二番目に、それを受け取ったら発注者が契約するわけですね。契約して、そして都道府県に事前届出という発注者が出すわけですね。これは民間であれ、市であれ、発注者が県に出すというように書かれています。そこでですね、今度は元請業者は書面による報告というのがございます。ここでリサイクル法をすべて熟知した上で、元請業者がやっていくと。そして、下請け業者に回す時、告知契約、だからどういう下請け業者に告知をしたのか。どういう契約をしたのか。さらにカッコの下にですね、処理業者っていうのがあります。この処理業者との契約、これも読ましていただきたら、元請業

者が直接処理業者と契約するのじゃなくって、下請け業者にまかしたら、下請け業者と処理業者が契約するということになっております。で、建設業法では、丸投げって言いますか、下請けに丸投げは禁止されておりますが、この解体処分については、丸投げも認めております。なぜかと言うと、建設省の管轄ではなくて、環境省のほうの管轄ですから、その辺は認めてあるということでございます。従って、そうした分別解体等の再資源化に関する技術管理だとか、現場の標識だとかいろいろあると思います。どう処分されたかということもあると思います。この辺のナンバーが、と、こう打ってありますよね。最低限これほどは出していただいて、行政がどういう指導をし、監督をしたのかっていうことが、明らかになるんじゃないかと、このように思います。以上です。

委員長（南口彰夫君） はい、ほかに。岡山委員。

委員（岡山 隆君） 今、竹岡委員のほうで、分別解体再資源化の発注から実施という、この流れについて説明受けました。今回は安全防護柵に対するその辺の適切な運用がきちっと出来ていなかった。そういう関連の今、資料提出ということではありますが、いずれにしても、それは今後一事が万事で、そういったことを施さなかったことに関して、当然解体にあたって、様々な面で特に今回は、市が発注している仕事ですから、その辺については、最後まで解体の部分まで、きちっと見ていかなくちゃならない。そういったところまで、見せていこうということであると思います。そこで、今それぞれ委員で資料の提出が出ましたけれども、南口委員長は、資料の提出、行政の。委員長は資料の提出は、どういったところの資料の提出が、委員長は必要と思っておられますか。その辺をお尋ねしたい。

委員長（南口彰夫君） もう一度お諮りします。この委員会は、ひとつひとつを議決して、議長を通じて要請するという仕組みでありますので、当然みなさんの意見を聞いた上で、正副委員長で協議をし、取りまとめて、このような形で資料請求がしたいという項目を、事務局にお願いをして、ペーパー化して、みなさんに最終的にはお諮りをすると。このように考えております。それでは、ほかになければ、今出された発言に基づいて、あくまでも県の指導要綱に従って、必要なご意見を受けたいと、整理に入りたいと思います。とりあえず1時まで、昼食を取るような。（発言するものあり）きょう、資料請求までいかにゃあ、それと職員までいかに

にや、次、今からきょう出来ん。（発言するものあり）項目を、今、聞いたやつをペーパー化して諮らんになや、議決できんわあね。きょうそれをやるんか、それとも後日にするんか。どっちがええ。後日。そりゃあおそらく、今、言われた、きょう持ってきてないけど、施工管理マニュアル書っていうのに基づいて、施工管理計画書を市に出さんにないけん。それから、県にも届出をせんにないけん。そのまんまやるんやったら、執行部が整理するのが、おそらくそういう経験ないじゃろうと思うんで、相当な時間を要することは、間違いないだろうと思うんですね。（発言するものあり）率直に言うと、事務局のほうでテープをとっているんで、それを起こしながら、必要とするものを箇条書きしていかなといけんので、ある程度の時間はかかると思います。それを、暫時休憩にするか、後日にするか。どっち。はい、安富委員。

委員（安富法明君） 一応ですね、今、議長のほうからも資料請求についての検討とかっていうふうな話も出ておまして、それでですね、一応そのもらいましたピンクのNo6、建設副産物適正処理推進要綱ちゅうのが実はある。最初にですねこの目的とかちょっとまとめてあります。この辺の工事全体の手順とか、その上にもいろいろあるわけですが、この辺のこともですね、あわせて検討していただいたうえで、今言われるような資料請求の大枠って言いますか、内容について決めていただきたいというふうに思いますが、よろしく願いいたします。

委員長（南口彰夫君） はい、わかりました。もう一度説明をします。この委員会は、あくまでも行政の事務の調査なので、基本は行政に資料を提出する。それからそれに関わる職員に説明を求めるということを、議長を通じて行うわけですから、それを今から取りまとめるのに、今から時間が必要だということなので、それをきょう取りまとめるのか、それとも、後日整理がついてもう一回委員会を開催するかのご意見をお聞きしたいと思います。それで、マイクを使って、正式に手を上げてマイクを使って言ってもらえんじゃろうか。それじゃなけんになや、どっちかを結論出さんにないけんので。今からやるとすれば、ある程度の時間が必要だと。手を上げてマイクを持って意見を言ってください。

委員（竹岡昌治君） 今、たくさんですね、資料要求が出たと思うんですね。今から委員長がテープ起こしして言われたら、いつテープ起こしやってやね。

委員長（南口彰夫君） 例えばの話。事務局に聞いて。事務局がきちんと整理が、

筆記が間に合うちょりゃあ。

委員（竹岡昌治君） それで例えば、1時まで休憩して、1時から再開して、何をやるんですか。出ますか。

委員長（南口彰夫君） あくまでも必要な項目をペーパー化して、みなさんに諮らんにゃいけんわあね。

委員（竹岡昌治君） それやるだけ。1時から5分あったらすまあね。資料そのものは出てこんと思いますよ。そんな簡単に。

委員長（南口彰夫君） 議長に委員会でペーパー化して、諮って、これで資料請求をしますと。

委員（竹岡昌治君） そしたらね、これはまあ私の意見です。今、いろいろ意見が出たんで、委員長のほうでお任せするから、集約して。そして、申し入れをしとっていただきたいと。でないと、ずっとここで待たって、解決が見つからない話ですから。だから、きょうはここをもって、散会していただきたいなと思います。

委員長（南口彰夫君） それでは今、出たご意見を、正副委員長と事務局で協議をし、整理をして、正副議長に提出するというところで、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

委員長（南口彰夫君） それでは、ほかにご意見がなければ、これをもちまして当委員会は、散会いたします。ご苦労さんでした。

午前11時40分閉会

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成23年6月23日

下領北団地解体（2工区）工事の請負に関する調査特別委員会

委員長 南口彰夫